

【特集】不正競争防止法の研究

— 実務的視点に立って —

平成 21 年度不正競争防止法委員会
委員長 吉村 公一



不正競争防止法はわずか 22 条の条文からなる法律であり、規制対象としての不正競争と目される行為態様も第 2 条 1 項の 1～15 号に掲げられるものに限定されている。しかしその内容はきわめて奥深いものがあり、実務上において必ずしも一義的に適用できるものではない。それは特許法や商標法などの権利法規に比べると、そもそも保護に値する行為なのかどうか自体が争われる規制法特有の現象である以上やむを得ないところがある。実務においては保護に値する「表示」(1・2 号)、あるいは「形態模倣」(3 号)に該当するのかが問題となることが最も多い。これに次いで保護に値する「営業秘密」(4～9 号)に該当するのかがどうかの問題も大きい。また商品・役務の原産地や品質等の誤認表示(13 号)や、他人の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知・流布(14 号)の問題も見逃せない。

しかし、1 年間の委員会活動は実質的に僅か 10 回程度であり、その全てを網羅した研究は困難というほかはなく、また日本弁理士会理事会からの諮問事項についても例年「表示」や「形態模倣」、および「営業秘密」の問題を取り上げることが多いために、実際の委員会活動もこれに沿ったものとならざるを得ない。さらに委員会における研究活動についても、その研究素材の多くは判例を中心としたものになる。しかし判例にあらわれる事件の具体的な真相については必ずしも明らかではな

く、なぜ不競法事件に発展したのか、訴訟上での当事者の主張に他の選択肢はなかったのか、など種々の疑問も限りなく、その多くは自分達の経験から協議のうえで推測するしかない。

今年度の研究においては経産省の担当官や外部著名講師を招聘して不正競争防止法に関する最新の知識と動向を取り入れたことが特徴である。単純な判例の評釈にとどまらず実務的視点に立って考え、できるだけ会員の実務に反映できる成果内容に心がけたつもりである。

幸いなことに今年度の委員は研究熱心な精鋭ぞろいで、委員会活動で十分ではないところを自ら補完研究した結果、諮問事項に対応した十分な研究成果は達成できたと自負している。ただ今回の【特集】には各委員の情熱的研究の成果が多く寄せられたため、これらの委員の個人的な研究成果で紙面を満たすこととなり、日本弁理士会からの諮問に対応した委員会としての研究成果については、後日あらためてパテント誌に掲載することにした。

本【特集】は不正競争防止法委員会の構成委員として、当委員会活動での基礎的な研究をもとに、さらに個人的な分析研究を加えた当委員会委員有志の個人的成果の集積でもあり、本年度不正競争防止法委員会として自信をもって会員にご紹介できる内容である。

会員諸氏の実務に資することができるならば望外の幸せである。